

改正

平成22年 3月31日訓令第14号

平成22年 7月30日訓令第31号

平成24年 1月31日訓令第 3号

平成25年 8月 1日訓令第17号

平成26年 3月31日訓令第 7号

石巻市災害対策本部等運営要綱

石巻市災害対策本部運営要綱（平成17年石巻市訓令第80号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災対本部の設置（第2条―第5条）

第3章 災対支部の設置（第6条）

第4章 災対本部及び災対支部の組織（第7条―第10条）

第5章 現地本部の設置及び廃止（第11条）

第6章 非常配備体制（第12条―第16条）

第7章 防災関係機関等への協力要請及び自衛隊への派遣要請（第17条・第18条）

第8章 被害状況の調査及び報告（第19条）

第9章 職員の配備及び招集（第20条―第25条）

第10章 警戒配備及び特別警戒配備の体制（第26条・第27条）

第11章 雑則（第28条・第29条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、石巻市災害対策本部条例（平成17年石巻市条例第193号。以下「災対条例」という。）第5条の規定に基づき、石巻市災害対策本部（以下「災対本部」という。）、警戒本部及び特別警戒本部の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災対本部の設置

（災対本部の設置及び廃止）

第2条 市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合、災対本部を設置し、非常配備体制の指令を発する。

2 市長は、災害が発生するおそれがなくなった場合又は災害応急活動が完了したときは、災対本部を廃止するとともに、非常配備体制解除の指令を発する。

（災対本部設置の基準）

第3条 前条第1項の規定による災対本部の設置は、次に掲げる基準による。

（1）気象庁の観測において、石巻市内の観測地で震度5弱以上の地震と発表されたとき。

- (2) 気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）により、宮城県に津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- (3) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく予報及び警報が発表され、災対本部の設置を必要と認めたとき。
- (4) 大規模な火災、爆発等による災害が発生し、総合的な対策を必要と認めたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、災害の状況により市長が必要と認めたとき。

（災対本部の位置）

第4条 災対本部は、石巻市役所本庁舎に置く。ただし、災害状況により本部設置が困難な場合は、石巻市役所本庁舎以外に置くことができる。

（災対本部の所掌事項）

第5条 災対本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 災対本部の非常配備体制及び廃止の決定に関すること。
- (2) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (3) 避難の勧告又は指示に関すること。
- (4) 避難所の開設及び閉鎖に関すること。
- (5) 国、県及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 他市町間との相互応援並びに自衛隊及び公共団体等に対する応援要請に関すること。
- (7) 災害対策支部に関すること。
- (8) 現地災害対策本部に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、災害対策に関すること。

### 第3章 災対支部の設置

（災対支部の設置及び所管区域）

第6条 災害対策の効果的な実施を図るため、本部に別表に掲げる災害対策支部（以下「災対支部」という。）を置き、その所管区域は、同表に掲げる区域とする。

2 本部長は、災害が一部の地域に限られる場合において、当該地域以外の災対支部を設置しないことがある。

### 第4章 災対本部及び災対支部の組織

（災対本部の組織）

第7条 災対条例第2条第2項に規定する災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

2 災対条例第2条第3項に規定する災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、復興政策部長、総務部長、財務部長、復興事業部長、各総合支所長、生活環境部長、健康部長、福祉部長、産業部長、建設部長、病院局長、病院局事務部長、教育委員会事務局長、会計管理者、総括消防団長をもって充てる。

3 市長は、必要があると認めるときは、前項に規定する本部員のほかに、本部員を指名することができる。

（本部員会議）

第8条 第5条に規定する所掌事項を協議決定し、その推進を図るため災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部員は、災害応急対策に関し本部員会議に付議する必要があると認める場合は、資料を提示し、本部長に本部員会議の開催を求めることができる。
- 4 本部員は、本部員会議に出席する場合は、必要によりそれぞれの所掌事項に関する次に掲げる災害対策資料を提出しなければならない。
  - (1) 災害及び被害の状況
  - (2) 応急活動及び措置内容
  - (3) 住民及び関係機関等に対する指導又は連絡調整事項
  - (4) 今後の応急対策及び復旧対策
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、本部長の指示事項
- 5 本部員は、必要によりその所属職員を会議に出席させることができる。
- 6 本部長が必要と認めるときは、本部員会議に本部員のほか、本部長が指名した者その他本部長が必要と認めた防災関係機関の者の出席を要請する。  
(本部連絡室の設置及び本部連絡員)

第9条 災对本部に本部連絡室を設け、本部連絡室長及び本部連絡員を置く。

- 2 本部連絡室長は、総務部危機対策課長をもって充てる。
- 3 本部連絡員は、災対条例第3条第3項の部長（以下「災対部長」という。）の指名する者とする。
- 4 本部連絡室長は、本部長の命を受け、本部連絡室の事務を掌理する。
- 5 本部連絡員は、本部連絡室長の命を受け、本部連絡室の所掌事務に従事する。
- 6 本部連絡室の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 本部長又は副本部長の指示等の伝達に関すること。
  - (2) 災対条例第3条第1項の規定により設置した部相互の連絡調整に関すること。
  - (3) 被害及び災害対策活動の情報に係る資料の収集・報告に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、本部連絡室長が必要と認めたこと。  
(災対支部の構成)

第10条 災対支部に支部長及び副支部長を置く。

- 2 支部長は所管区域を所管する総合支所長をもって充て、副支部長は総合支所次長をもって充て、支部員は各課長及び消防団長をもって充てる。
- 3 支部長は、本部長の命を受け、支部の事務を掌理する。
- 4 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### 第5章 現地本部の設置及び廃止

##### (設置及び廃止)

第11条 本部長は、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要があると認める

ときは、災害地域を所管する支部又は当該災害現地に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

2 現地本部は、現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなると本部長が認めるまでの間設置する。

#### 第6章 非常配備体制

（非常配備体制の種類及び基準）

第12条 第2条第1項に規定する非常配備体制の種類及び指令を発する基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 非常配備（2号配備）

- ア 市内で震度5弱・5強の地震が観測されたとき。
- イ 市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。
- ウ 特別警戒配備（1号配備）では対処できないと市長が認めたとき。

(2) 非常配備（3号配備）

- ア 市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。
- イ 津波警報又は大津波警報が発表されたとき。
- ウ 避難指示を発令したとき。
- エ 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき。
- オ 非常配備（2号配備）では対処できないと市長が認めたとき。

（非常配備体制の運営）

第13条 前条に定める非常配備体制の運営は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 非常配備（2号配備）においては、関係部長及び総合支所長並びに関係部課等の所要人員で、応急対策を実施する。
- (2) 非常配備（3号配備）においては、組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員で対処する。

（非常配備体制の報告）

第14条 各災対部長は、非常配備体制発令後速やかに部内配備状況を職員非常（警戒）配備体制報告書（様式第1号）により本部連絡室長を経由して本部長に提出する。

（職員の応援要請）

第15条 各災対部長は、災害の状況により所属職員では対応できない場合は、本部連絡室長に対し、応援要請書（様式第2号）又は電話（緊急の場合に限る。）により応援を要請することができる。ただし、電話により応援を要請した場合は、事後に応援要請書を提出する。

（緊急措置）

第16条 緊急を要する事態が発生し、指示を受けるいとまがない場合には、現場職員の判断により必要な措置を講じ、事後に災対部長を通じ本部連絡室長へ報告する。

2 各総合支所管内における災害時の避難指示及び勧告については、市長に代わり各総合支所長が発することができる。この場合において、早急に災対本部へ報告するものとする。

## 第7章 防災関係機関等への協力要請及び自衛隊への派遣要請

### (防災関係機関等への協力要請)

第17条 各災対部長は、防災関係機関等の協力が必要と認めるときは、直ちに本部連絡室長を経て本部長に連絡する。

2 本部長が防災関係機関等の協力要請を決定したときは、本部連絡室長は、協力要請の  
手続をする。

### (自衛隊への派遣要請)

第18条 災害対策総務部長（以下「災対総務部長」という。）は、自衛隊の派遣を要請する必要があると認めるときは、直ちに本部長に連絡する。

2 本部長が自衛隊の派遣の要請を決定したとき、災対総務部長は、直ちに宮城県知事に対し、派遣要請の手続をする。

## 第8章 被害状況の調査及び報告

### (調査、報告及び被害の認定基準)

第19条 各災対部長は、災害発生後直ちに、被害調査を行うとともに、被害調査結果を被害状況報告書（様式第3号）により本部連絡室長を通じ、本部長に報告しなければならない。

## 第9章 職員の配備及び招集

### (職員の配備)

第20条 本部長は、第12条各号に定める非常配備体制に従事する職員を配備する。

2 各災対部長は、毎年4月1日現在をもって非常（警戒）配備体制編成計画表（様式第5号）を作成し、4月末日まで（人事異動があった場合はその日から14日以内）に本部連絡室長を経由して本部長に提出する。

### (職員の招集)

第21条 市長は、夜間、休日等において必要があると認めるときは、災対本部を設置し、指令を発し職員を招集する。

### (招集の種別及び基準等)

第22条 職員の招集の種別及び基準等は、次のとおりとする。

招集種別	招集基準	招集権者	招集範囲
2号配備招集	非常配備（2号配備）	市長	非常配備（2号配備） 体制に従事する職員
3号配備招集	非常配備（3号配備）	市長	非常配備（3号配備） 体制に従事する職員

### (招集免除者)

第23条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、招集を免除することができる。

(1) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）により、交通の制限又は遮断を受けている者

- (2) 公務災害により療養中の者
- (3) 宮城県等に派遣されている者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、病気その他特別の理由があつて所属長がやむを得ないと認める者

(招集発令の内容)

第24条 招集権者は、次に掲げる事項を明示して招集を伝達する。

- (1) 招集の種別
- (2) 招集の場所
- (3) 服装、携行品その他必要と認める事項

2 招集発令の伝達は、原則として電話により行う。

(参集)

第25条 職員は、次の各号に掲げる事項を知ったときは、招集発令を待たずに参集し、所属長の指示を受けなければならない。

- (1) 第12条第1号アに掲げる事項
- (2) 第12条第2号アからウまでに掲げる事項

2 参集しなければならない職員は、前項第1号にあつては非常配備（2号配備）体制に従事する職員、同項第2号にあつては非常配備（3号配備）体制に従事する職員とする。

#### 第10章 警戒配備及び特別警戒配備の体制

(警戒本部及び特別警戒本部の設置及び廃止)

第26条 総務部長又は副市長は、災害に関する予報及び警報が気象庁から発表され、又はその他の異常現象が発生したが、災対本部を設置するまでに至らないと認めたときは、次の各号の基準により、総務部長は警戒本部を設置し警戒配備体制の指令を、副市長は特別警戒本部を設置し特別警戒配備体制の指令を発することができる。

- (1) 警戒配備（0号配備）
  - ア 市内で震度4の地震が観測されたとき。
  - イ 大雨、洪水等の警報が発令されたとき（石巻市地域防災計画に定める警戒準備配備基準の場合を除く。）。
  - ウ 総務部長が必要と認めたとき。
- (2) 特別警戒配備（1号配備）
  - ア 津波注意報が発表されたとき。
  - イ 大雨、洪水、高潮等の警報が発令され、市域の一部に災害の発生が予想され、又は発生したとき。
  - ウ 副市長が必要と認めたとき。

2 職員は、前項各号に掲げる事項を知ったときは、召集発令を待たずに参集し、所属長の指示を受けなければならない。

3 警戒本部又は特別警戒本部の組織及び所掌事務は災害対策本部に準ずる。

4 災害の危険がなくなったときは、総務部長は警戒本部を廃止し警戒配備体制解除の指令を、副市長は特別警戒本部を廃止し特別警戒配備体制解除の指令を発することができる。

る。

(警戒配備体制及び被害調査等の報告)

第27条 各災対部長は、警戒配備体制指令後速やかに部内配備状況を職員非常（警戒）配備体制報告書（様式第1号）により、本部連絡室長に報告しなければならない。

2 各災対部長は、災害が発生し被害が生じたときは、直ちに被害調査を行い被害状況報告書（様式第3号）により、本部連絡室長へ報告しなければならない。

3 本部連絡室長は、被害状況調査結果を被害状況調査結果表（様式第4号）により集約し、本部長に報告する。

#### 第11章 雑則

(記録)

第28条 各災対部長は、各種指示事項及び報告等の受理並びに伝達に当たっては、全て記録し、これを保存しなければならない。

(標識等)

第29条 災害現場において災害対策活動に従事するときは、その職分を明確にするため、腕章（別図第1）、防災服等を着用する。

2 災害対策活動に使用する自動車は、別に法令等の定めのある場合を除き、標章（別図第2）を付ける。

#### 附 則

この訓令は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日訓令第14号）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年7月30日訓令第31号）

この訓令は、平成22年8月1日から施行する。

附 則（平成24年1月31日訓令第3号）

この訓令は、平成24年2月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日訓令第17号）

この訓令は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日訓令第7号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

災対支部の名称及び所管区域

名称	所管区域
災害対策河北支部	石巻市河北総合支所所管区域
災害対策雄勝支部	石巻市雄勝総合支所所管区域
災害対策河南支部	石巻市河南総合支所所管区域
災害対策桃生支部	石巻市桃生総合支所所管区域

災害対策北上支部	石巻市北上総合支所所管区域
災害対策牡鹿支部	石巻市牡鹿総合支所所管区域

別図第1（第29条関係）

別図第2（第29条関係）

様式第1号（第14条・第27条関係）